

平成16年1月23日

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 殿

茨城県知事 橋 本 昌

平成15年4月21日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第6条第1項の規定及び同法附則第3条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1. 変更事項

計画本体「7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果」の変更

別紙「1119 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業」の変更

2. 変更事項の内容（新旧対照表）

別紙（新旧対照表）のとおり

(別紙)

新旧対照表

計画本体

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

) 構造改革特別区域計画が実施された場合の主な経済的効果について

新	<p>) 構造改革特別区域計画が実施された場合の主な経済的効果については、</p> <p>まず、コンビナートの生産性が飛躍的に向上することが挙げられる。今回対象の追加を申請する高圧ガス施設の開放検査期間変更事業では、定期修理や保安検査の合理化・統合化が図られるため、コンビナートの連続運転（従前1～2ヶ月間停止）が可能となり、コンビナート全体で年間約1,000億円以上の規模で既存プラントの生産ロスが解消されることとなる。</p> <p>また、既に認定を受けている高圧ガス施設における保安検査期間変更事業では、TMエアーだけでも数十億円規模の生産ロスが解消される見込み。また、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業では、住友金属工業の転炉で約5千万円の生産性向上が見込まれている。</p> <p>このほか、国際基準（＝スタンダード）の導入や海外ライセンサー使用による低廉でかつ、高生産性なプラントの設置・運転が可能となるため、既存プラントの高生産性化（ex. 国内最大の酸化エチレンプラント〔三菱化学〕の酸素濃度引上げが可能となり、世界トップレベルの高生産性プラントが出現、超高压ポリエチレンプラントの建設等）や海外企業による合併事業の展開、国内事業所の鹿島集約化等が加速度的に進むことから、約2千億円規模での事業投資が行われることと予測される。</p> <p>[プラント稼働時には、数千億円規模での生産量増大]</p> <p>それに加え、土地利用規制の緩和（緑地整備の弾力運用等）による直接軽減分が50億円以上発生するほか、インフラコスト（工業用水・電力）の低減（約50～100億円）等が見込まれることとなる。</p>
旧	<p>) 構造改革特別区域計画が実施された場合の主な経済的効果については、</p> <p>まず、コンビナートの生産性が飛躍的に向上することが挙げられる。定期修理や保安検査の合理化・統合化が図られるため、コンビナートの連続運転（従前1～2ヶ月間停止）が可能となり、年間約1,000億円以上の規模で既存プラントの生産ロスが解消されることとなる。</p> <p>高圧ガス施設における保安検査期間変更事業を今回申請するTMエアーだけでも数十億円規模の生産ロスが解消される見込み。また、再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業では、住友金属工業の転炉で約5千万円の生産性向上が見込まれている。</p> <p>このほか、国際基準（＝スタンダード）の導入や海外ライセンサー使用による低廉でかつ、高生産性なプラントの設置・運転が可能となるため、既存プラントの高生産性化（ex. 国内最大の酸化エチレンプラント〔三菱化学〕の酸素濃度引上げが可能となり、世界トップレベルの高生産性プラントが出現、超高压ポリエチレンプラントの建設等）や海外企業による合併事業の展開、国内事業所の鹿島集約化等が加速度的に進むことから、約2千億円規模での事業投資が行われることと予測される。</p> <p>[プラント稼働時には、数千億円規模での生産量増大]</p> <p>それに加え、土地利用規制の緩和（緑地整備の弾力運用等）による直接軽減分が50億円以上発生するほか、インフラコスト（工業用水・電力）の低減（約50～100億円）等が見込まれることとなる。</p>

別紙「1119 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業」

別紙「1119 高圧ガス設備の開放検査期間変更事業」

新

1. 特定事業の名称

番号：1119

名称：高圧ガス設備の開放検査期間変更事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

・三菱化学株式会社 鹿島事業所

・株式会社クラレ 鹿島事業所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後直ちに実施

4. 特定事業の内容

三菱化学株式会社鹿島事業所 [平成15年4月申請]

三菱化学(株)鹿島事業所の(省略)プラントは、(省略)を生成する設備であり、申請する(省略)は、(省略)するものである。

なお、かかる特定事業の実施により、定期修理時(保安検査)の期間短縮が図られ、生産口スの解消が見込まれるものとなっている。

<認定済プラント>

(1)設備仕様 : (省略)

(2)維持状況 : 茨城県保安等専門委員会の平成15年3月18日答申結果である調査検討報告書の所見によると、当該プラントの維持・管理状況は極めて良好で、(省略)となっている。

(3)開放検査周期 : 8年

<開放検査期間延長に対する安全性の検証(データ・文献)>

特定事業実施のための安全性確保策に関して、本県としてその妥当性を確認するため、学識経験者等で組織する「茨城県保安等専門委員会」に諮問し、(平成15年3月18日開催)その内容を審議した結果、構成委員全員の承認をもってその妥当性が確認され、茨城県としても安全であると判断している。

株式会社クラレ鹿島事業所 [平成15年10月申請]

(株)クラレ鹿島事業所の(省略)プラントは、(省略)で、高圧ガス及び化学品(省略)を生産しており、今回、特定事業に申請するプラントは、(省略)の部分となっている。

なお、かかる特定事業の実施により、定期修理時(保安検査)の期間短縮が図られ、生産口スの解消が見込まれるものとなっている。

<申請プラント>

(1)設備仕様 : (省略)

(2)維持状況 : 茨城県保安等専門委員会の平成15年9月4日答申結果である調査検討報告書の所見によると、当該プラントの維持・管理状況は極めて良好で、(省略)となっている。

(3)開放検査周期 : 8年

<開放検査期間延長に対する安全性の検証(データ・文献)>

新

特定事業実施のための安全性確保策に関して、本県としてその妥当性を確認するため、学識経験者等で組織する「茨城県保安等専門委員会」に諮問し、（平成15年9月4日開催）その内容を審議した結果、構成委員全員の承認をもってその妥当性が確認され、茨城県としても安全であると判断している。

添付書類 「高圧ガス設備の開放検査期間変更事業（株式会社クラレ鹿島事業所）に関する調査検討報告書」

株式会社クラレ鹿島事業所 [平成16年1月申請]

（株）クラレ鹿島事業所の（省略）プラントは、（省略）を生産しているプラントで、今回、特定事業に申請するプラントは、（省略）である。

なお、かかる特定事業の実施により、定期修理時（保安検査）の期間短縮が図られ、生産口スの解消が見込まれるものとなっている。

<申請プラント>

（1）設備仕様 : （省略）

（2）維持状況 : 茨城県保安等専門委員会の平成15年12月4日答申結果である調査検討報告書の所見によると、当該プラントの維持・管理状況は極めて良好で、（省略）となっている。

（3）開放検査周期 : 8年

<開放検査期間延長に対する安全性の検証（データ・文献）>

特定事業実施のための安全性確保策に関して、本県としてその妥当性を確認するため、学識経験者等で組織する「茨城県保安等専門委員会」に諮問し、（平成15年12月4日開催）その内容を審議した結果、構成委員全員の承認をもってその妥当性が確認され、茨城県としても安全であると判断している。

添付書類 「高圧ガス設備の開放検査期間変更事業（株式会社クラレ鹿島事業所）に関する調査検討報告書」

<申請事業所の安全管理強化及び県の追跡監視体制>

a. 申請事業所の開放検査周期延長に伴う管理強化について

開放検査周期を従来の3年から8年に延長することに伴い、対象機器の管理強化が必要である。対象機器の周知徹底、リスクの洗出しとその対策の実施を次のとおり実施する。

(1) 対象機器の周知徹底

安全衛生委員会

（省略）によって構成され、毎月1回開催される「安全衛生委員会」で今回の申請目的、対象機器、開放周期延長に伴う管理強化方法について説明し、その内容を平成15年度教育訓練計画に追加することにより全従業員に周知徹底する。

現場、現物への表示

T P M活動の一環として、現場機器に機器名称の表示を行っているが、これに加えて「開放周期8年」の表示をすることで、現場で関係者が対象機器であることが一目でわかるようにする。

(2) 管理強化

設備管理基準での管理強化

添付書類6「高圧ガス開放周期延長に伴う設備管理基準」に則り、管理強化を行う。

また、「安全衛生委員会」に対象設備の管理状況について定期的に報告し、安全の再確認を行う。既存設備安全審査の再実施

平成14年に本申請範囲の設備について「既存設備安全審査」を実施しているが、開放検査周期を8年に延長するのを機に再度「既存設備の安全審査」を実施し、開放周期延長に伴うリスクの洗出しとリスク管理のための点検項目の追加を行う。

教育訓練の強化

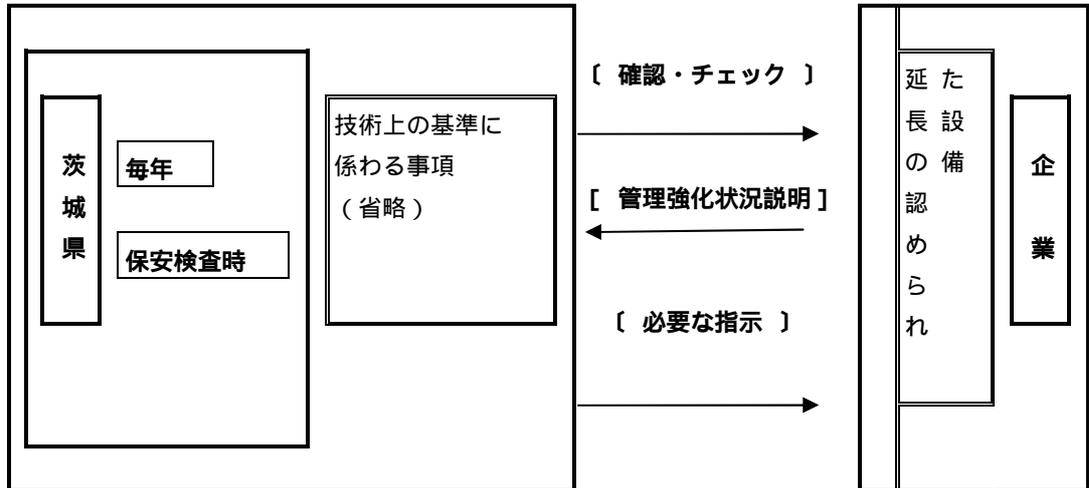
新

特区認定の機会に改めて全従業員の教育訓練の徹底を図る。また、構造改革特別区域案件検討委員会の意見をふまえ、特に設備管理部門について更なる教育訓練の徹底に努める。

b. 高圧ガス設備の開放検査期間を延長した事業所に対する茨城県の追跡監視体制

毎年、県が行う保安検査時については、（省略）等技術上の基準に係わる事項について特に留意し、確認する。また、特区認定に伴い事業所が導入した管理強化状況について説明を受け、必要な指示を行う。

高圧ガス設備の開放検査期間延長に対する茨城県の追跡監視体制フロー



< 事業の有効期間 >

本申請に係る内容に変化又は違反があった場合のほか当該高圧ガス施設の廃止、又は保安検査等において異常が発見され、若しくは、事故が発生するなど現行の高圧ガス保安法の規定によって担保される安全性と同等の安全性担保されなくなったときは、本特例措置を中止する。

5. 当該規制の特例措置の内容

< 措置内容 >

現行法制下では、高圧ガス設備の開放検査周期について、認定事業者による申請により延長が認められる場合及び貯槽、液中ポンプ以外のポンプ及び圧縮器に関しては、知事が確認した場合を除き一定年毎に求められているが、全ての高圧ガス設備について機器毎に検査結果等に応じて開放周期を設定できるようにするもの。

< 特定事業の必要性 >

- ・ 素材産業再生のためには、鹿島臨海工業地帯（特区）を国際的に見ても競争力あるコンビナートに転換していく必要があり、原料、用役等が有機的に結びついているコンビナートにおいては全体の生産性を向上させていくことが重要な施策となる。
- ・ 当該特定事業の実施により、コンビナート全体として保安検査工期を同時に短縮することが可能となり、これによる生産効率の向上及びプラント維持コストの削減は国際競争力を有するコンビナートへの転換を図る上で大きな役割を果たす。

旧

1. 特定事業の名称

番号：1119

名称：高圧ガス設備の開放検査期間変更事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

- ・三菱化学株式会社 鹿島事業所
- ・株式会社クラレ 鹿島事業所

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区認定後直ちに実施

4. 特定事業の内容

三菱化学株式会社鹿島事業所 [平成15年4月申請]

三菱化学(株)鹿島事業所の(省略)プラントは、(省略)を生成する設備であり、申請する(省略)は、(省略)するものである。

なお、かかる特定事業の実施により、定期修理時(保安検査)の期間短縮が図られ、生産口スの解消が見込まれるものとなっている。

<認定済プラント>

(1)設備仕様 : (省略)

(2)維持状況 : 茨城県保安等専門委員会の平成15年3月18日答申結である調査検討報告書の所見によると、当該プラントの維持・管理状況は極めて良好で、(省略)となっている。

(3)開放検査周期 : 8年

<開放検査期間延長に対する安全性の検証(データ・文献)>

特定事業実施のための安全性確保策に関して、本県としてその妥当性を確認するため、学識経験者等で組織する「茨城県保安等専門委員会」に諮問し、(平成15年3月18日開催)その内容を審議した結果、構成委員全員の承認をもってその妥当性が確認され、茨城県としても安全であると判断している。

株式会社クラレ鹿島事業所 [平成15年10月申請]

(株)クラレ鹿島事業所の(省略)プラントは、(省略)で、高圧ガス及び化学品(省略)を生産しており、今回、特定事業に申請するプラントは、(省略)の部分となっている。

なお、かかる特定事業の実施により、定期修理時(保安検査)の期間短縮が図られ、生産口スの解消が見込まれるものとなっている。

<申請プラント>

(1)設備仕様 : (省略)

(2)維持状況 : 茨城県保安等専門委員会の平成15年9月4日答申結果である調査検討報告書の所見によると、当該プラントの維持・管理状況は極めて良好で、(省略)となっている。

(3)開放検査周期 : 8年

<開放検査期間延長に対する安全性の検証(データ・文献)>

特定事業実施のための安全性確保策に関して、本県としてその妥当性を確認するため、学識経験者等で組織する「茨城県保安等専門委員会」に諮問し、(平成15年9月4日開催)その内容を審議した結果、構成委員全員の承認をもってその妥当性が確認され、茨城県としても安全であると判断している。

添付書類 「高圧ガス設備の開放検査期間変更事業（株式会社クラレ鹿島事業所）に関する調査検討報告書」

<申請事業所の安全管理強化及び県の追跡監視体制>

株式会社クラレ鹿島事業所

a. 申請事業所の開放検査周期延長に伴う管理強化について

開放検査周期を従来の3年から8年に延長することに伴い、対象機器の管理強化が必要である。対象機器の周知徹底、リスクの洗出しとその対策の実施を次のとおり実施する。

(1) 対象機器の周知徹底

安全衛生委員会

(省略)によって構成され、毎月1回開催される「安全衛生委員会」で今回の申請目的、対象機器、開放周期延長に伴う管理強化方法について説明し、その内容を平成15年度教育訓練計画に追加することにより全従業員に周知徹底する。

現場、現物への表示

T P M活動の一環として、現場機器に機器名称の表示を行っているが、これに加えて「開放周期8年」の表示をすることで、現場で関係者が対象機器であることが一目でわかるようにする。

(2) 管理強化

設備管理基準での管理強化

別紙7「高圧ガス開放周期延長に伴う設備管理基準」に則り、管理強化を行う。

また、「安全衛生委員会」に対象設備の管理状況について定期的に報告し、安全の再確認を行う。既存設備安全審査の再実施

平成14年に本申請範囲の設備について「既存設備安全審査」を実施しているが、開放検査周期を8年に延長するのを機に再度「既存設備の安全審査」を実施し、開放周期延長に伴うリスクの洗出しとリスク管理のための点検項目の追加を行う。

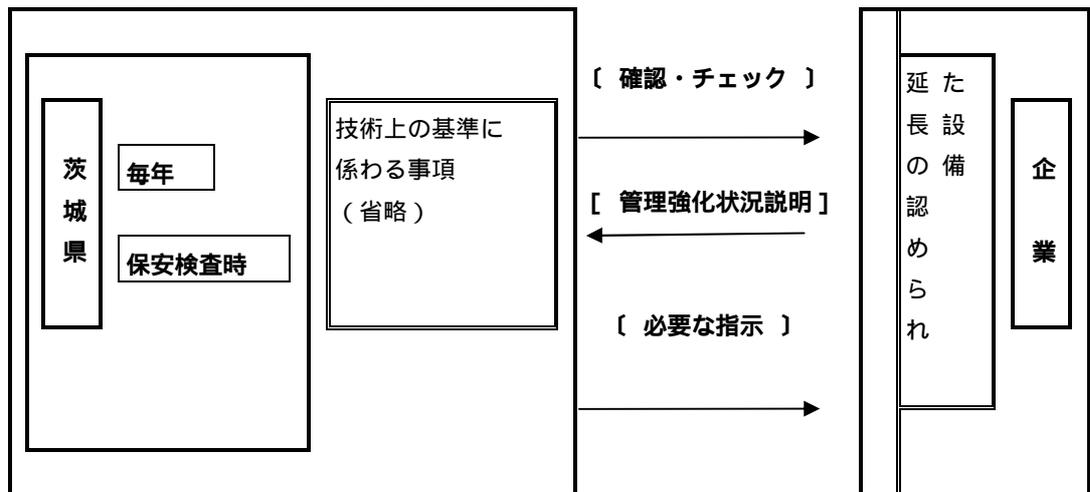
教育訓練の強化

特区認定の機会に改めて全従業員の教育訓練の徹底を図る。また、構造改革特別区域案件検討委員会の意見をふまえ、特に設備管理部門について更なる教育訓練の徹底に努める。

b. 高圧ガス設備の開放検査期間を延長した事業所に対する茨城県の追跡監視体制

毎年、県が行う保安検査時については、(省略)等技術上の基準に係わる事項について特に留意し、確認する。また、特区認定に伴い事業所が導入した管理強化状況について説明を受け、必要な指示を行う。

高圧ガス設備の開放検査期間延長に対する茨城県の追跡監視体制フロー



<事業の有効期間>

本申請に係る内容に変化又は違反があった場合のほか当該高圧ガス施設の廃止、又は保安検査等において異常が発見され、若しくは、事故が発生するなど現行の高圧ガス保安法の規定に

旧

よって担保される安全性と同等の安全性担保されなくなったときは、本特例措置を中止する。

5. 当該規制の特例措置の内容

< 措置内容 >

現行法制下では、高圧ガス設備の開放検査周期について、認定事業者による申請により延長が認められる場合及び貯槽、液中ポンプ以外のポンプ及び圧縮器に関しては、知事が確認した場合を除き一定年毎に求められているが、全ての高圧ガス設備について機器毎に検査結果等に応じて開放周期を設定できるようにするもの。

< 特定事業の必要性 >

- ・ 素材産業再生のためには、鹿島臨海工業地帯（特区）を国際的に見ても競争力あるコンビナートに転換していく必要があり、原料、用役等が有機的に結びついているコンビナートにおいては全体の生産性を向上させていくことが重要な施策となる。
- ・ 当該特定事業の実施により、コンビナート全体として保安検査工期を同時に短縮することが可能となり、これによる生産効率の向上及びプラント維持コストの削減は国際競争力を有するコンビナートへの転換を図る上で大きな役割を果たす。